

# 原村水道事業経営戦略（案）

団 体 名: 原村  
事 業 名: 原村水道事業  
策 定 日: 令和 7 年 月  
計 画 期 間: 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

## 1. 事業概要

### （1）事業の現況

#### ①給水

供用開始年月	昭和 38 年 7 月	計画給水人口	7,610 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適(全部)	現在給水人口	8,020 人
		有収水量密度	0.18 千 m <sup>3</sup> /ha

#### ②施設

水源	地下水(深井戸 7 井)			
施設数	浄水場設置数	6	管路延長	128 千 m
	配水池設置数	9		
施設能力	3,750 m <sup>3</sup> /日		施設利用率	78.2%

※ 施設能力は、認可水量 3,750 m<sup>3</sup>/日だが、バックアップも含めて現在の実能力は 6,000 m<sup>3</sup>/日程度あります。

#### ③料金

料金体系の概要・考え方	料金体系の概要: 用途別(一般用、別荘用、工場用、臨時用)と口径別の併用、基本水量(一般用 10 m <sup>3</sup> /月)ありの基本料金と超過料金(一般用は遜増制) 料金体系の考え方: 一般家庭における水道料金の配慮、別荘用は建設投資への負担の公平性を考慮して一般用とは異なる料金体系としている。
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 11 年 4 月 1 日

表 1-1. 上水道料金表

平成 26 年 4 月 1 日より

請求額…算定額に 100 分の 110 を乗じて得た額(1 円未満は切捨て)

一般用【1ヶ月】

口径 (mm)	口径別基本料金		超過料金 1 m³につき		
	水量	料金	11~20 m³	21~50 m³	51 m³以上
13~20	10 m³	1,100 円	130 円	140 円	150 円
25		1,250 円			
30		1,700 円			
40		1,800 円			
50		2,600 円			
75		2,800 円			
			1,300 円	4,200 円	
累計		1,300 円	5,500 円		

工場用【2ヶ月】 ( )は1ヶ月

口径 (mm)	口径別料金		超過料金
	水量	料金	(101 m³以上) 201 m³以上
30	(100 m³) 200 m³	(14,700 円)	1 m³につき 150 円
40		29,400 円	
50		(14,800 円)	
75		29,600 円	
		(15,600 円)	
		31,200 円	
		(15,800 円)	
		31,600 円	

一般用【2ヶ月】

口径 (mm)	口径別基本料金		超過料金 1 m³につき		
	水量	料金	21~40 m³	41~100 m³	101 m³以上
13~20	20 m³	2,200 円	130 円	140 円	150 円
25		2,500 円			
30		3,400 円			
40		3,600 円			
50		5,200 円			
75		5,600 円			
			2,600 円	8,400 円	
累計		2,600 円	11,000 円		

特別給水(臨時)【1ヶ月】

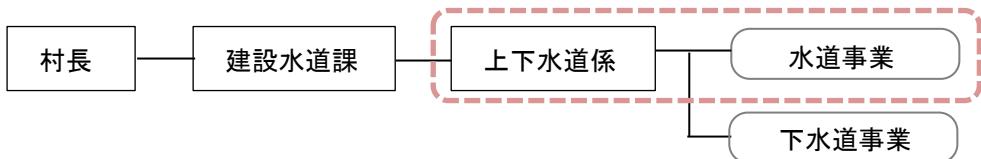
口径 (mm)	口径別料金		超過料金
	水量	料金	11 m³以上
13~20	10 m³	2,600 円	1 m³につき 150 円
25		2,800 円	

別荘用(口径別)【1ヶ月】

口径 (mm)	口径別料金		超過料金
	水量	料金	11 m³以上
13~20	10 m³	1,600 円	1 m³につき 180 円
25		1,800 円	
30		2,200 円	
40		2,400 円	

④組織

建設水道課の上下水道係において水道事業を所管しています。



上下水道事業に従事している職員は、建設水道課長 1 人、上下水道係の 4 人です。なお、水道事業会計上の損益勘定職員数は 4 人、資本勘定職員数は 0 人です。

表 1-2. 職員数、職種、年齢構成等(水道事業会計)

職員数(損益勘定職員数)		4 人
職種		事務職
年齢構成	年齢層	職員数
	20 歳以上～30 歳未満	1 人
	30 歳以上～40 歳未満	2 人
	40 歳以上～50 歳未満	1 人
	50 歳以上～60 歳未満	0 人
計		4 人

## (2) これまでの主な経営健全化の取組

- 水道事業の健全経営を推進するため、コスト縮減や効率的経営に努めています。
- 本村の水道施設は、深井戸を水源とし、塩素滅菌のみで給水しており、自動運転と水源等監視システム(役場に設置)による監視により、必要最低限の職員数で運転管理を実施している状況です。
- 安心安全な水を供給するため、毎月水質検査業務を行っています。
- 第6次変更認可において、直近の給水量を踏まえて計画施設能力を見直し、水源の確保、効率的な施設の配置と水運用、耐震化を目的とした水道施設の統廃合・ダウンサイジングを行っています。

新設: 第5水源、第5配水池、第6配水池

廃止: 穴山水源、穴山配水池、第1水源

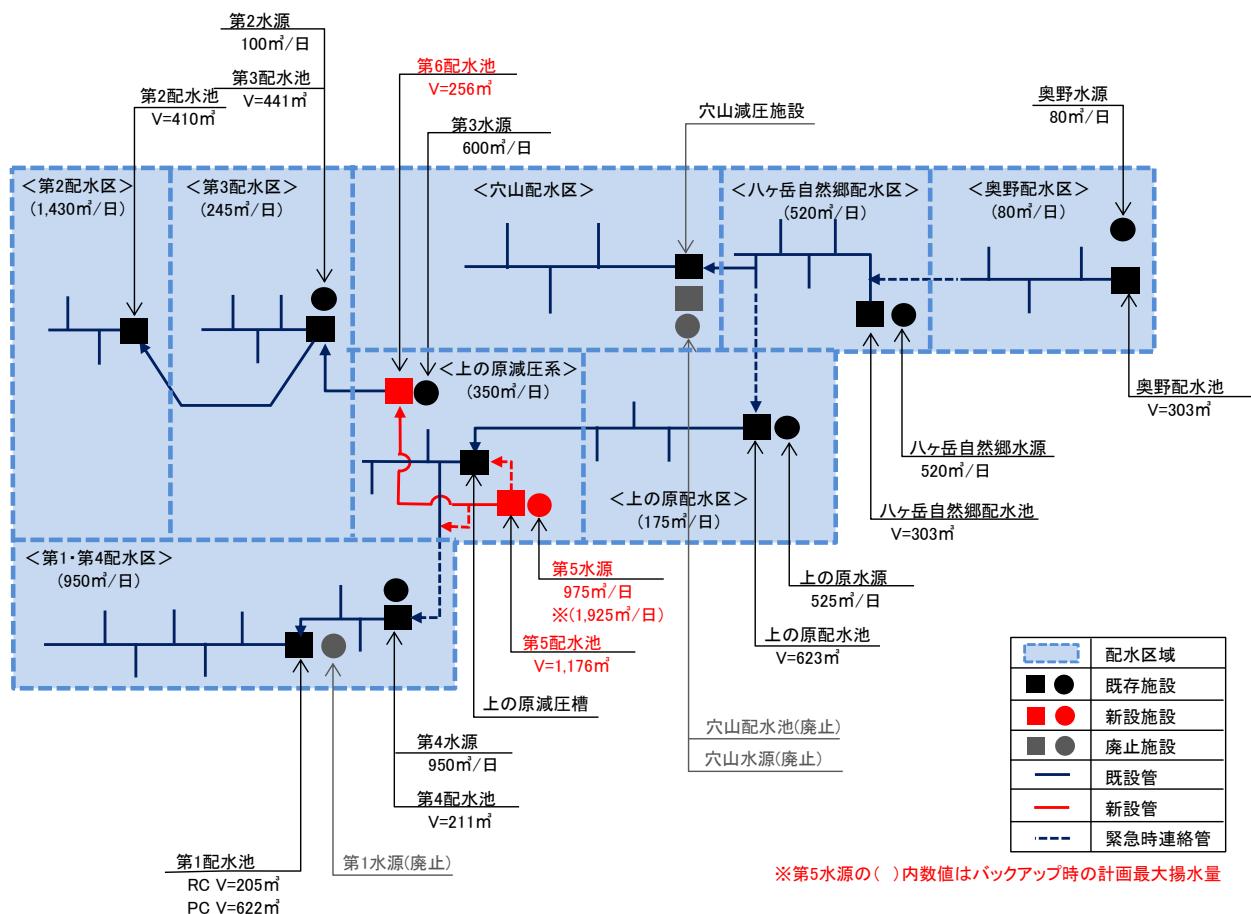


図 1-1. 送配水フロー図

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析



## 2. 将来の事業環境

### (1) 給水人口の予測

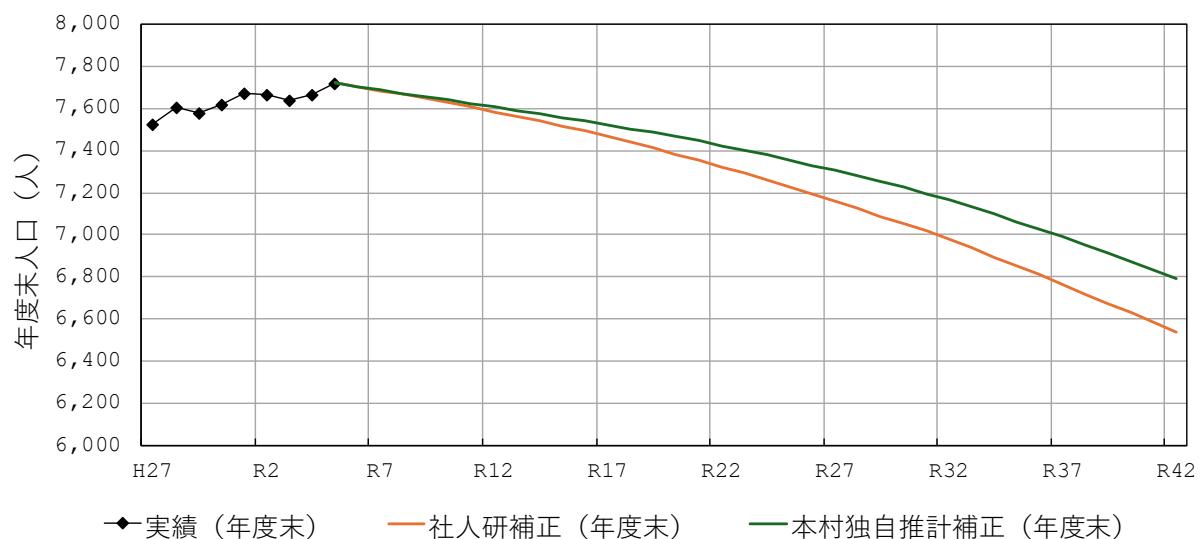
#### ①将来人口の予測

本村では、移住・定住施策や子育て・福祉施策の充実等に継続して取り組み、これらの政策が実を結び、令和2年の国勢調査でも人口を維持されています。しかし、全国的には本格的な人口減少、少子高齢化の時代を迎えており、本村も今後は減少に転じていくと予想される中、少子化対策に取組む計画であることから、村の上位計画でのフレーム人口と整合を図ることが適切と考え、本村独自推計補正（フレーム人口の補正）の年度末人口を、人口推計の採用ケースとします。（図2-1 参照）

このような背景のもと、従来取り組んできた政策及び各種施策をさらに向上させ、村の活性化、人口維持に取り組み、若い人たちが夢や希望を叶えられる村づくりを進め、令和12年の総人口7,680人を目指すことと定めました。

本村独自推計補正のフレーム人口（図2-1の本村における独自推計値）を基準とします。

図 2-1. 本村の将来人口の推計結果(年度末人口)



## ②給水人口の予測

本村水道事業は、私営の丸山簡易水道を除く区域と村外の一部区域に給水しており、給水区域の全域に普及(自家用井戸併用の使用者を含む)しています。本村では、今後も水道利用の促進を図り、将来の普及率は100%(第6次変更認可(平成25年3月)の計画値)とします。

また、将来の給水人口の予測値は、水道統計調査と同様に、表2-2の年度末常住人口に基づく値とします。

表2-1. 令和5年度の給水人口

行政区域内人口(年度末常住人口)	(人)	7,723
給水区域内人口	(人)	7,611
給水人口	(人)	7,581

表2-2. 原村の将来給水人口

	年度	年度末 常住人口 (人)	給水 区域内人口 (人)	普及率 (%)	給水人口 (人)
実績	R5	7,723	7,611	99.6	7,581
予測	R6	7,702	7,590	99.6	7,560
	R7	7,687	7,576	99.6	7,546
	R8	7,672	7,561	99.6	7,531
	R9	7,657	7,546	99.6	7,516
	R10	7,642	7,531	99.6	7,501
	R11	7,625	7,514	99.6	7,484
	R12	7,607	7,497	99.6	7,467
	R13	7,593	7,483	99.6	7,453
	R14	7,577	7,467	99.6	7,437
	R15	7,559	7,449	99.6	7,419
	R16	7,540	7,431	99.6	7,401

※実績については水道統計の数値を参照

## (2) 水需要の予測

### ①予測方法

直近の実績の推移(図2-2、図2-3、表2-3参照)を踏まえて、以下のとおり将来の給水量を予測します。なお、令和5年度に大規模な本管漏水が発生したため、一時的に給水量が増量していることを加味しています。

### ②給水量の予測

将来の給水量の予測結果を図2-2、図2-3、表2-3に示します。当面10年間の有収水量は横ばいに推移、一日平均給水量・一日最大給水量は緩やかに減少すると見込まれる。長期的には、給水人口の減少の影響で、有収水量を含めて給水量は緩やかに減少すると見込まれます。

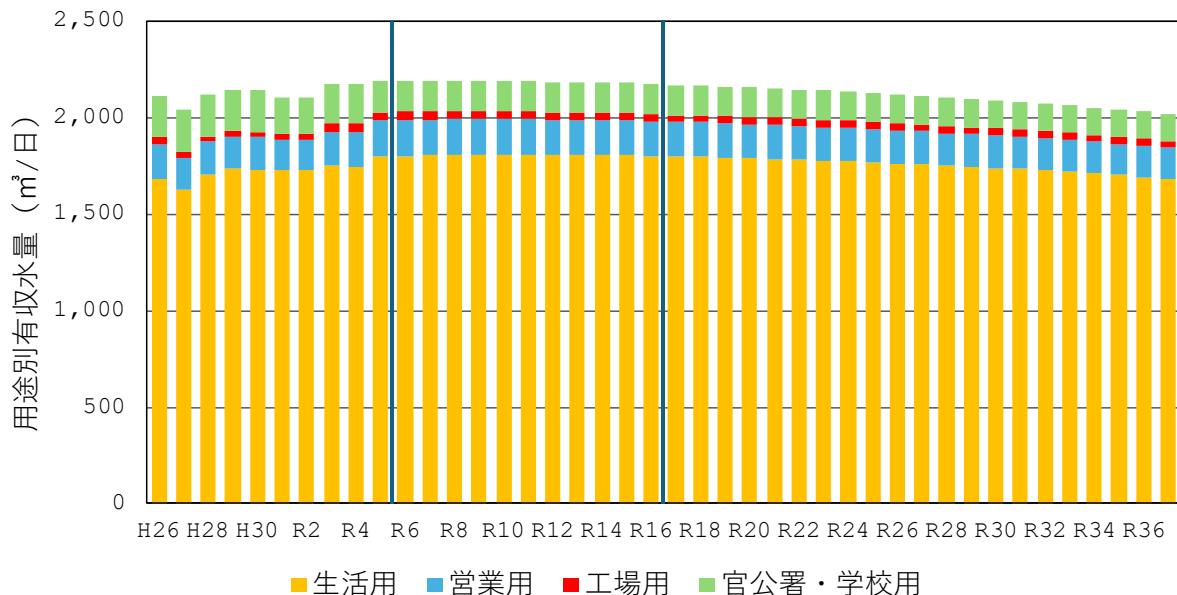


図2-2 用途別有収水量の推計結果

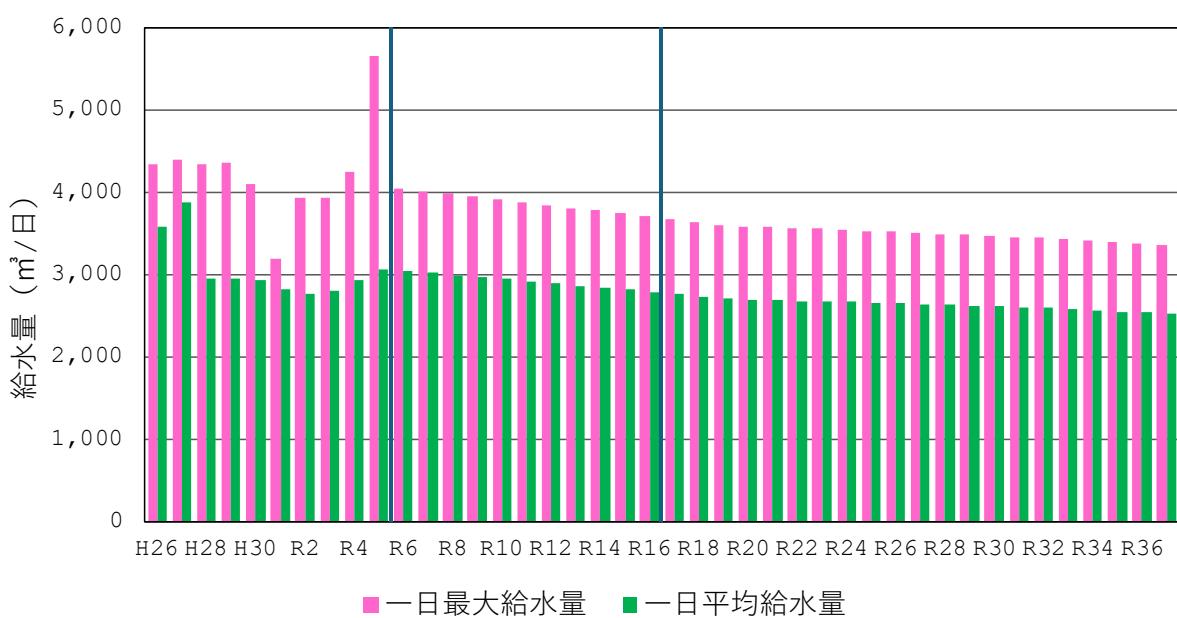


図2-3 給水量の推計結果

表 2-3. 原村の給水実績、水需要予測

		実績										計画											
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
行政区域内人口	(人)	7,445	7,528	7,604	7,581	7,618	7,676	7,665	7,642	7,667	7,723	7,702	7,687	7,672	7,657	7,642	7,625	7,607	7,593	7,577	7,559	7,540	
給水区域内人口	(人)	7,406	7,489	7,565	7,544	7,498	7,551	7,557	7,536	7,555	7,611	7,590	7,576	7,561	7,546	7,531	7,514	7,497	7,483	7,467	7,449	7,431	
給水人口	(人)	7,382	7,465	7,543	7,520	7,468	7,524	7,526	7,507	7,529	7,581	7,560	7,546	7,531	7,516	7,501	7,484	7,467	7,453	7,437	7,419	7,401	
普及率	(%)	99.7	99.7	99.7	99.7	99.6	99.6	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	
有収水量	生活用	(m <sup>3</sup> /日)	1,682	1,625	1,707	1,736	1,731	1,732	1,729	1,756	1,748	1,801	1,803	1,806	1,808	1,809	1,810	1,810	1,809	1,809	1,808	1,806	1,804
	営業用	(m <sup>3</sup> /日)	178	167	170	170	173	156	156	170	178	189	188	186	186	185	183	183	182	182	180	180	179
	工場用	(m <sup>3</sup> /日)	41	36	27	25	25	30	30	44	44	41	41	41	40	40	40	40	39	39	39	39	39
	官公署・学校用	(m <sup>3</sup> /日)	214	216	214	214	216	189	189	203	203	164	163	162	161	160	160	159	158	157	157	156	155
	計	(m <sup>3</sup> /日)	2,115	2,044	2,118	2,145	2,145	2,107	2,104	2,173	2,173	2,195	2,195	2,195	2,195	2,194	2,193	2,192	2,188	2,187	2,184	2,181	2,177
一日平均給水量	(m <sup>3</sup> /日)	3,584	3,880	2,962	2,948	2,942	2,831	2,775	2,800	2,929	3,074	3,049	3,023	2,999	2,973	2,948	2,923	2,894	2,870	2,844	2,818	2,791	
一日最大給水量	(m <sup>3</sup> /日)	4,349	4,410	4,345	4,374	4,108	3,201	3,937	3,937	4,254	5,670	4,056	4,022	3,989	3,955	3,922	3,888	3,850	3,818	3,783	3,749	3,713	
一人一日生活用有収水量	(ℓ/人/日)	227.9	217.7	226.3	230.9	231.8	230.2	229.7	233.9	232.2	237.6	238.5	239.3	240.1	240.7	241.3	241.8	242.3	242.7	243.1	243.4	243.7	
一人一日都市活動用有収水量	(ℓ/人/日)	58.7	56.1	54.5	54.4	55.4	49.8	49.8	55.5	56.4	52.0	51.8	51.6	51.4	51.2	51.1	51.0	50.8	50.7	50.6	50.5	50.4	
一人一日有収水量	(ℓ/人/日)	287	274	281	285	287	280	280	289	289	290	290	291	291	292	292	293	293	293	294	294	294	
一人一日平均給水量	(ℓ/人/日)	486	520	393	392	394	376	369	373	389	405	403	401	398	396	393	391	388	385	382	380	377	
一人一日最大給水量	(ℓ/人/日)	589	593	576	582	550	425	523	524	565	748	537	533	530	526	523	520	516	512	509	505	502	
有収率	(%)	59.0	52.7	71.5	72.8	72.9	74.4	75.8	77.6	74.2	71.4	72.0	72.6	73.2	73.8	74.4	75.0	75.6	76.2	76.8	77.4	78.0	
負荷率	(%)	82.4	88.0	68.2	67.4	71.6	88.4	70.5	71.1	68.9	54.2	75.2	75.2	75.2	75.2	75.2	75.2	75.2	75.2	75.2	75.2	75.2	

### (3) 料金収入の見通し

(2) 水需要予測に基づき、令和9年4月1日に10%増の料金改定をした場合と、令和9年4月1日に20%増の料金改定をした場合、また、令和9年4月1日には料金改定を行わず、令和12年4月1日に20%増の料金改定をした場合の財政シミュレーションを行いました。令和9年4月1日に10%増の料金改定をした場合と令和12年4月1日に20%増の料金改定をした場合では、10年後(令和16年)に資金残高を一定程度確保(6億円を目安)することが難しく、令和9年4月1日に20%増の料金改定をした場合、収益的収支の損益が黒字を確保し、資金残高を一定程度確保できたため、令和9年4月1日に20%増の料金改定を行った場合の給水収益の見通しを、有収水量の減少を鑑みて予測しました。給水収益は、令和9年度の料金改定により増加が見込まれますが、その後緩やかに減少すると見込まれます。

今後、老朽管路の更新等で建設改良費の増加が見込まれるため、本村水道事業の経営状況はさらに厳しいものと考えられます。そのため、早急に料金改定を行う必要があります。

表 2-4. 原村の将来給水収益(令和9年4月1日に20%増の料金改定をした場合)

	年度	供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	給水収益 (千円)	年間有収水量 (千m <sup>3</sup> )
実 績	R2	166.12	127,559	767.88
	R3	161.10	127,847	793.56
	R4	161.45	128,122	793.58
	R5	161.46	129,396	801.42
	R6	166.64	129,100	774.74
予 測	R7	161.13	129,092	801.18
	R8	161.00	128,989	801.18
	R9	193.20	155,140	803.00
	R10	193.20	154,646	800.45
	R11	193.20	154,575	800.08
	R12	193.20	154,293	798.62
	R13	193.20	154,645	800.44
	R14	193.20	154,011	797.16
	R15	193.20	153,800	796.07
	R16	193.20	153,518	794.61

#### (4) 施設の見通し

##### ①原村上水道施設整備状況

###### 整備状況

本村の上水道施設(管路)は 1968 年度から整備が始まり、以降、1980 年代から 1990 年代にかけて管路のほとんどが整備され、2024 年度末における総整備延長は 128km となっています。このうち、法定耐用年数である 40 年を超過した延長は、44km(全体の約 34%) となっています。

また、管路以外の上水道施設として、水源や配水池等の施設を整備しており、これらの施設についても将来の更新対象とします。

表 2-5. 年度別の上水道施設(管路以外)整備状況

年度	上水処理施設等	
	名称	延床面積(m <sup>2</sup> )
1968	中央高原:第 2 水源	240
1971	中央高原:第 3 水源	100
1972	原山:上の原水源	600
1982	三井の森:ハケ岳自然郷水源	400
1985	原山:第 4 水源	400
1990	ハッ手:第 2 配水池	100
1994	四季の森:奥野水源	600
1997	深山:第 1 配水池	100
2014	原山:第 5 水源	500
合計		3,040

###### 将来の更新費用の見通し

今後、40 年間の更新費用総額は 131.4 億円と推計され、年平均更新費用は 3.3 億円となります。管路の更新費用が大部分を占めており、多額の更新費用が見込まれます。

管路に関しては、更新年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、「管路延長×更新単価」によって更新費用を算出しました。

上水道処理施設に関しては、公共建築物と同様に、建築時から 30 年後に大規模改修を実施し、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、「延床面積×更新単価」によって更新費用を算出しました。

#### ＜更新費用の算定条件＞

##### 更新年数

- ・管路は、法定耐用年数は 40 年であるが、本村での実態にあわせ、50 年を採用
- ・上水処理施設は、公共建築物と同じく、30 年後に大規模改修、60 年後に更新

##### 更新単価

- ・配水管:97 千円/m(管径 150mm 未満の場合)
- ・上水処理施設:20 万円/m<sup>2</sup>(大規模改修時)・36 万円/m<sup>2</sup>(更新時)

#### ②水需要の予測を踏まえた施設の余剰能力の見通し

給水量の実績を踏まえて、平成 25 年 3 月の第 6 次変更認可において、現況の給水量に見合った施設能力への廃止・統合(ダウンサイ징)を計画し、計画一日最大給水量を 7,200 m<sup>3</sup>/日から 3,750 m<sup>3</sup>/日に変更しています。

現時点では、実施設能力で 6,000 m<sup>3</sup>/日程度の能力がありますが、水源の取水ポンプ等の更新時期に、段階的に施設能力を見直します。

第 5 次変更認可 7,200 m<sup>3</sup>/日 (平成 24 年度時点の施設能力 6,010 m<sup>3</sup>/日)

↓ 変更

第 6 次変更認可(平成 25 年 3 月)で 3,750 m<sup>3</sup>/日

(新設の第 5 水源は、バックアップ用に最大 950 m<sup>3</sup>/日の予備力を保有)

#### (5) 組織の見通し

水道事業に従事している職員は、下水道事業と兼務の上下水道係 4 人と管理職である建設水道課長 1 人であり、必要最低限の人員で効率的に事業運営に取組んでおりますが、専門的知識の継承や、長期的な視点での維持管理が難しいことから、民間の企業と連携して事業を行う WPPP(ウォーターピーピーピー)を検討していきます。

※WPPP…民間企業のノウハウを活用し、効率的かつ効果的な施設運営や維持管理、更新を目指すもの

### 3. 経営の基本方針

#### ①事業概要

本村の水道事業は、昭和37年11月に事業認可を取得し、昭和38年7月に供用開始になりました。現在は、私営の丸山簡易水道を除く区域と村外の一部区域に給水しており、給水区域の全域に普及しています。

村内においては、現在7ヵ所の水源で地下水をくみ上げています。「安全でおいしい水」を供給するため、水道法に基づき毎年水質検査計画を定め、水質検査を実施し、水の安全性を確保しています。

#### ②基本理念・基本目標

##### 基本理念

##### 安全・強靭・持続

私たちの健康で文化的な生活を支えるライフラインとして水道は不可欠な施設となっています。しかし、人口減少社会に突入し、給水人口や給水量の減少に伴う料金収入が減少することが見込まれ、創設期に整備した水道施設の老朽化対策や、施設耐震化等の危機管理対策にかかる費用の増大により、水道事業経営を取り巻く環境は大変厳しいものとなっています。

このような状況に対応するため、将来にわたって、「安全」で「強靭」な水道を「持続」的に経営していくことを目指します。

##### 基本目標

本村水道の基本理念となる「安全・強靭・持続」の将来像を実現するため、本村における現状や地域特性を踏まえた4つの基本目標を設定します。

##### 基本目標1

##### 「安全でおいしい水」の供給

##### 基本目標2

##### 水の安定供給の堅持 災害に強いライフライン

##### 基本目標3

##### 開かれた水道運営の推進

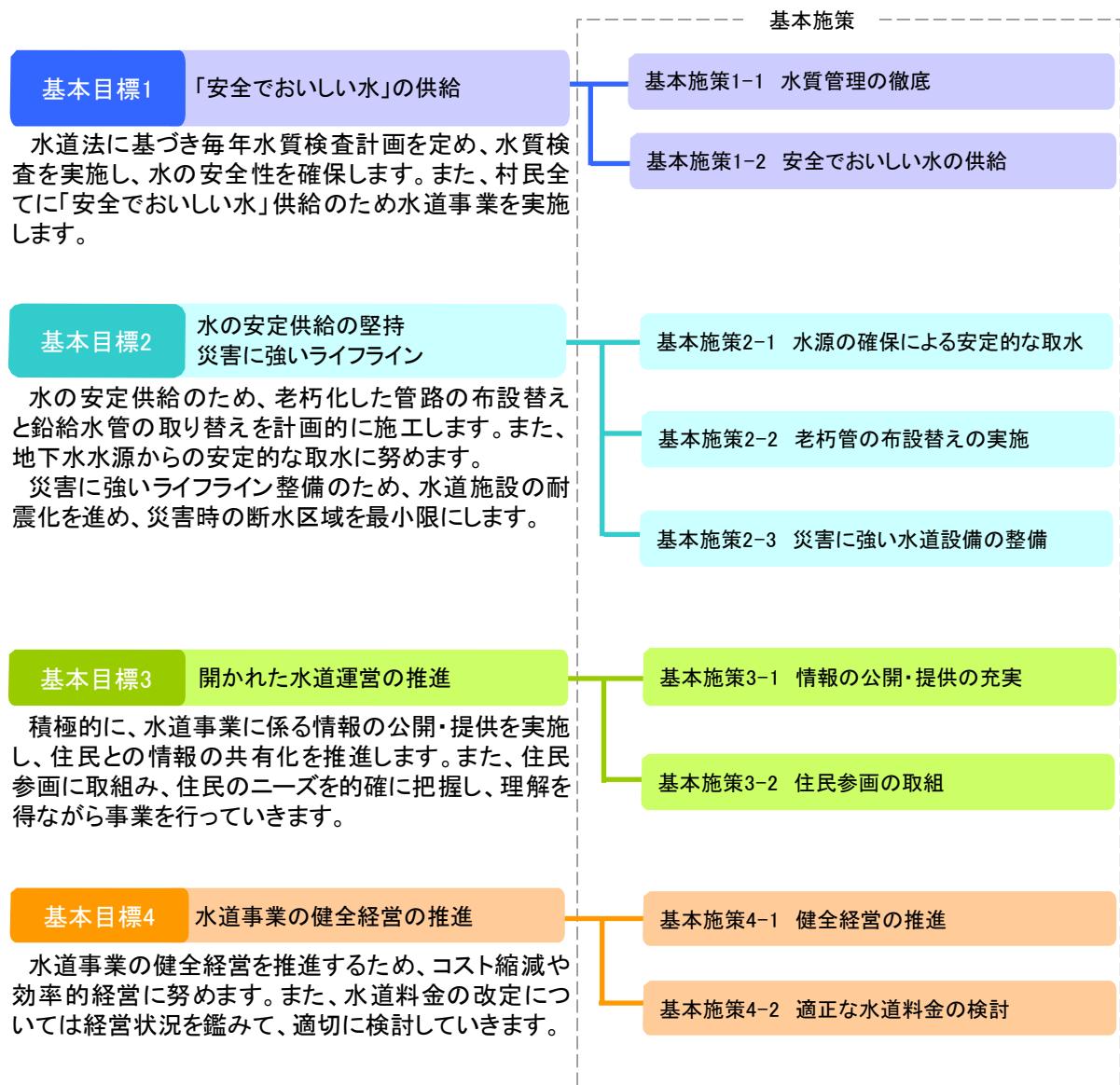
##### 基本目標4

##### 水道事業の健全経営の推進

### ③基本施策

#### 基本施策

各種方策の連携により4つの基本目標を達成するため、次のとおり基本施策を設定し早期実現を目指します。



#### 水質管理の徹底

##### ■基本施策1-1

水質検査計画とは、水道水の水質検査について、検査の項目、地点や頻度等を示した計画のことであり、この計画に沿って水質検査を行い、水の安全性を確保します。また、その結果を公表することにより、水質管理が適正に行われ、水道水が水質基準に適合し安全であることを村民の皆さんにお知らせします。

## 安全でおいしい水の供給

### ■基本施策1-2

安心して飲むことのできる水をお届けすることは、水道事業の最も基本的な使命といえます。また、おいしい水道水を送り続ける努力もかかせません。全ての村民に水道利用の促進を図り、「安全でおいしい水」供給のため、水道事業を実施します。

## 水源の確保による安定的な取水

### ■基本施策2-1

新たに整備した第5水源を含めて、貴重な水資源である地下水を安定的に取水できるように、水源及び取水設備の適正な維持管理と、水源等監視システムによる効率的な運転管理に努めます。

また、水源・配水池等の機械や装置は、日頃の管理(メンテナンス)が重要となってきます。現在、水源等監視システムからの故障等の通報を職員が直接受信できる体制となっており、多くの場合に職員による対応で済んでいますが、老朽化による故障による給水停止を未然に防ぐため、専門家からの意見を聞き、維持管理を検討していきます。

## 老朽管の布設替えの実施

### ■基本施策2-2

管路の老朽化に伴う漏水事故による給水停止を未然に防ぐため、老朽管(塩化ビニル管 TS 繼手)の布設替えを計画的に実施して、管路の健全度を高めます。

また、鉛製給水管は、水道が普及し始めたころ、柔らかく加工や修理が容易なため、給水管として広く使われていました。しかし、鉛製給水管は漏水が多く、健康に影響があることから、鉛製給水管を解消する取り組みを行います。

## 災害に強い水道設備の整備

### ■基本施策2-3

地震等による被災を最小限にとどめ、被災した場合であっても迅速に復旧できるしなやかな水道を目指し、水道施設の耐震化を検討し、整備します(配水池に緊急遮断弁の配置、耐震補強等)。なお、平成27年度までに、第5水源の整備にあたって、レベル2の耐震性を有する配水池(第5配水池、第6配水池)を新たに整備しました。

また、複数配水池からの給水が行えるように配水管網の見直しを行い、災害時のバックアップ機能を強化して、断水区域を最小限にします。

## 情報の公開・提供の充実

### ■基本施策3-1

本村のホームページには、村政情報の公開として、施策・計画が掲載されており、水道事業に関する施策・計画が公開されています。また広報「はら」やホームページでは、水道料金、新年度予算のあらまし、水質検査結果等、住民への情報提供を行っています。

適正な水道事業を継続していくためには、住民の理解を得るために情報を共有することが必要です。今後も積極的に情報を提供するとともにわかりやすい広報を行うことで、情報の共有化を推進していきます。

## 住民参画の取組

### ■基本施策3-2

本村では計画を策定する際には、住民アンケート調査はもとより、住民懇談会やワークショップなどを開催し、住民の意見を反映できる機会を設けています。また、むらづくり講座を実施し、住民と一緒にむらづくりについて考える機会を設け、「水道料金」や「水道の果たすべき役割」などについて情報の提供を行っています。

住民参画は、情報提供だけではなくニーズを把握する機会にもなるため、住民のニーズを的確に把握し対応するため、継続的に実施していきます。

## 健全経営の推進

### ■基本施策4-1

本村の水道施設は供用開始から60年以上経過しているため、老朽化等による更新工事の増加が予想されます。経費の節減に努め、効率的経営に努めるとともに、持続可能な健全経営を推進するため、水道施設の健全性と経営基盤の強化に努めます。

## 適正な水道料金の検討

### ■基本施策4-2

老朽化等による管更新工事の増加や人口減少による使用料収入の減少が予想されるため、将来の收支見込みを考慮しながら水道料金の見直しを検討する必要があります。

水道事業は、利用者負担の原則のもと、独立採算で事業を運営しています。このため、水道事業の経営状況を踏まえ、適正な料金への改定を検討します。

## 4. 投資・財政計画（収支計画）

### （1）投資・財政計画（収支計画）

別紙のとおり

### （2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

#### ①収支計画のうち投資についての説明

目標	・老朽管路の布設替えの実施 ・災害に強い水道施設の整備
----	--------------------------------

＜考え方＞

- 老朽管の更新を計画的に実施  
漏水事故の危険性が高い路線、重要路線から優先的に 1.08 億円/年のペースで計画的  
布設替え  
耐震性の高い管種(ダクタイル鉄管、ポリエチレン管)へ取替
- 鉛製給水管の布設替えを計画的に実施  
鉛製給水管の布設替えを完了  
公道下の鉛管をポリエチレン管へ取替
- 設備更新工事を計画的に実施  
定期的な点検、修繕の実施により長寿命化に取組み、直近の実績なみ(870 万円/年)のペ  
ースで計画的に更新  
更新時に給水量に見合った能力に変更
- 管路更新工事、設備更新工事に対応するための設計委託料を計上
- 建設改良費の推移

表 4-1.建設改良費の推移

	R7 予算	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
管路更新工事	45,500	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000
設備更新工事	15,000	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700
設計委託料		11,670	11,670	11,670	11,670	11,670	11,670	11,670	11,670	11,670
有形固定資産購入費	3,797	106	106	106	106	106	106	106	106	106
合計	64,297	128,476	128,476	128,476	128,476	128,476	128,476	128,476	128,476	128,476

## ②収支計画のうち財源についての説明

目 標	・健全経営の実施
-----	----------

### <考え方>

- 健全経営の実施

包括的民間委託による維持管理費の削減を令和 10 年までに検討し、経費の節減に努め、

安定した経営を実施

独立採算による事業運営を継続

一般会計からの基準外繰入は見込まない

- 将来の投資を見据えた収入の確保

給水収益:有収水量の減少を鑑みて推計

令和 7 年度～令和 16 年度の計画期間内において、収益的収支を黒字

令和 9 年 4 月 1 日に料金改定を行う

- 内部留保資金の確保、企業債残高の抑制

企業債:建設投資に対する財源として 30,000 千円/年を計上

令和 6 年度末の企業債残高を 176,676 千円(給水収益の 1.15 倍)

内部留保資金:持続可能な健全経営を維持するため、一定額の自己資金を確保

令和 16 年度末の自己資金残高を 905,183 千円(総費用の 5.67 倍)

内部留保資金の資産運用による収入(預金利息・基金利息、)

- 財源の推移

表 4-2.財源の推移

	R7 予算	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
給水収益 (千円)	129,092	128,989	155,140	154,646	154,575	154,293	154,645	154,011	153,800	153,518
収益的収支の損益 (千円)	6,129	11,451	37,709	33,896	30,702	27,949	26,521	26,399	23,680	20,799
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	161.1	161.0	193.2	193.2	193.2	193.2	193.2	193.2	193.2	193.2

※令和9年4月1日に、計画期間内の収益的収支が黒字となる水道料金の改定率を試算している。

	R7 予算	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
企業債 (千円)	0	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
企業債残高 (千円)	0	30,000	60,000	86,667	110,001	130,002	146,670	160,005	170,007	176,676
給水収益に対する企業債 残高の割合	0.0%	23.3%	38.7%	56.0%	71.2%	84.3%	94.8%	103.9%	110.5%	115.1%

※給水収益に対する企業債残高の割合；類似規模(給水人口1.5万人未満) 平均(R4:248%) 以内

### ③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

#### <考え方>

- 直近の実績を踏まえて経費を推計
- 職員給与費:令和 6 年度予算額で一定  
必要最低限の職員数による事業運営を継続
- 動力費:令和 4 年度・令和 5 年度の 1 m<sup>3</sup>当たりの単価×給水量  
効率的な水運用の実施
- 修繕費:修繕費は物価高騰を加味し、増加を見込んで計上  
(原水及び浄水費に関する修繕費は 3,410 千円/年、配水及び給水費に関する修繕費は 11,000 千円/年(配給水管等修理 1,000+取替用流量水器本体費等 10,000)、総係費に関する修繕費は 108 千円/年)  
定期的な点検、修繕の実施により施設・設備の長寿命化に取組む
- 投資以外の経費推移

表 4-3.投資以外の経費推移

単位：千円

	R7 予算	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
職員給与費	32,649	39,511	39,511	39,511	39,511	39,511	39,511	39,511	39,511	39,511
動力費	13,115	11,647	11,578	11,449	11,352	11,239	11,176	11,045	10,944	10,839
修繕費	12,321	14,518	14,518	14,518	14,518	14,518	14,518	14,518	14,518	14,518

**投資・財政計画**  
(収益の収支)

(単位:千円)

区分		年度		R5 決算	R6 決算	R7 予算	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
収益的 収入	1. 営業収益 (A)	140,465	140,342	141,082	139,551	165,702	165,208	165,137	164,855	165,207	164,573	164,362	164,080		
	(1)料金収入	129,396	129,100	129,092	128,989	155,140	154,646	154,575	154,293	154,645	154,011	153,800	153,518		
	(2)受託工事収益 (B)	860	-	909	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	
	(3)その他	10,209	11,242	11,081	10,062	10,062	10,062	10,062	10,062	10,062	10,062	10,062	10,062	10,062	
	2. 営業外収益	27,019	25,024	44,365	24,214	24,073	23,878	23,342	19,462	19,323	19,121	17,878	16,308		
	(1)補助金	-	-	20,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	他会計補助金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他補助金	-	-	20,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(2)長期前受金戻入	23,824	21,955	21,786	21,787	21,720	21,547	21,040	17,197	17,105	16,956	15,774	14,274		
	(3)その他	3,195	3,069	2,579	2,427	2,353	2,331	2,302	2,265	2,218	2,165	2,104	2,034		
収益的 収支	収入計 (C)	167,484	165,366	185,447	163,765	189,775	189,086	188,479	184,317	184,530	183,694	182,240	180,388		
	1. 営業費用	135,944	172,831	178,673	152,270	151,422	153,996	156,100	154,274	155,565	154,568	155,616	156,495		
	(1)職員給与費	34,055	32,313	32,649	39,511	39,511	39,511	39,511	39,511	39,511	39,511	39,511	39,511		
	基本給	13,508	12,031	12,303	16,395	16,395	16,395	16,395	16,395	16,395	16,395	16,395	16,395		
	退職給付費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	その他	20,547	20,282	20,346	23,116	23,116	23,116	23,116	23,116	23,116	23,116	23,116	23,116		
	(2)経費	38,448	78,051	84,174	50,544	50,473	50,341	50,241	50,126	50,061	49,927	49,823	49,716		
	動力費	10,706	11,713	14,427	11,647	11,578	11,449	11,352	11,239	11,176	11,045	10,944	10,839		
	修繕費	6,434	36,401	12,553	14,518	14,518	14,518	14,518	14,518	14,518	14,518	14,518	14,518		
	材料費	626	169	455	455	455	455	455	455	455	455	455	455		
収益的 支出	(3)減価償却費	20,681	29,768	56,739	23,924	23,922	23,919	23,916	23,914	23,912	23,909	23,906	23,904		
	2. 営業外費用	209	501	298	44	644	1,194	1,677	2,094	2,444	2,727	2,944	3,094		
	(1)支払利息	200	74	25	-	600	1,150	1,633	2,050	2,400	2,683	2,900	3,050		
	(2)その他	9	427	273	44	44	44	44	44	44	44	44	44		
	支出計 (D)	136,153	173,332	178,971	152,314	152,066	155,190	157,777	156,368	158,009	157,295	158,560	159,589		
	経常損益 (C)-(D) (E)	31,331	-7,966	6,476	11,451	37,709	33,896	30,702	27,949	26,521	26,399	23,680	20,799		
	特別利益 (F)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	特別損失 (G)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	特別損益 (F)-(G) (H)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)	31,331	-7,966	6,476	11,451	37,709	33,896	30,702	27,949	26,521	26,399	23,680	20,799		
流動資産	練越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	61,330	27,034	29,150	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	流動資産 (J)	1,140,047	1,134,682	1,153,300	1,117,926	1,108,152	1,094,126	1,076,305	1,054,556	1,029,527	1,000,365	967,529	931,014		
	うち未収金	21,821	22,521	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500		
	うち建設改良費分	1,510	1,022	-	30,000	60,000	89,644	116,311	139,645	159,646	176,314	189,649	199,651	206,320	
	うち一時借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	うち未払金	37,510	13,415	23,552	23,552	23,552	23,552	23,552	23,552	23,552	23,552	23,552	23,552		
	累積欠損金比率 (I) / ((A)-(B)) × 100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	地方財政法施行令第15条第1項により 算定した資金の不足額 (L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)	139,605	140,342	140,173	139,051	165,202	164,708	164,637	164,355	164,707	164,073	163,862	163,580		

**投資・財政計画**  
(資本の収支)

(単位:千円)

区分		年度	R5 決算	R6 予算	R7 予算	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
資本的 収支	1. 企業債	-	-	-	-	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	うち資本費平準化債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2. 他会計出資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3. 他会計補助金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4. 他会計負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5. 他会計借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	6. 国(都道府県)補助金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	7. 固定資産売却代金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	8. 工事負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	9. その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計 (A)		-	-	-	-	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
純計 (A)-(B) (C)		-	-	-	-	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
資本的 支出	1. 建設改良費	38,811	9,042	64,297	128,476	128,476	128,476	128,476	128,476	128,476	128,476	128,476	128,476	128,476
	うち職員給与費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2. 企業債償還金	4,186	1,510	1,022	-	-	3,333	6,666	9,999	13,332	16,665	19,998	23,331	
	3. 他会計長期借入返還金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4. 他会計への支出金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5. その他		2,564	2,185	1,835	1,675	1,623	1,608	1,587	1,561	1,528	1,491	1,448	1,399	
計 (D)		45,561	12,737	67,154	130,151	130,099	133,417	136,729	140,036	143,336	146,632	149,922	153,206	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)		45,561	12,737	67,154	100,151	100,099	103,417	106,729	110,036	113,336	116,632	119,922	123,206	
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	42,545	11,915	59,962	53,214	78,762	77,828	77,345	76,724	76,744	75,908	75,523	75,128	
	2. 利益剰余金処分額	-	-	-	35,374	9,774	14,026	17,821	21,749	25,029	29,161	32,836	36,515	
	3. 繰越工事資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	4. その他	3,016	822	7,192	11,563	11,563	11,563	11,563	11,563	11,563	11,563	11,563	11,563	
計 (F)		45,561	12,737	67,154	100,151	100,099	103,417	106,729	110,036	113,336	116,632	119,922	123,206	
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (G)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
企業債残高 (H)		2,531	1,022	-	30,000	60,000	86,667	110,001	130,002	146,670	160,005	170,007	176,676	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区分		年度	R5 決算	R6 予算	R7 予算	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
収益的収支分	302	302	303	303	303	303	303	303	303	303	303	303	303	303
	うち基準内繰入金	302	302	303	303	303	303	303	303	303	303	303	303	303
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		302	302	303	303	303	303	303	303	303	303	303	303	303

### (3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

#### ①投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBO の導入等)	今後、浄水場等の基幹施設の更新等において、WPPP など、民間の資金・ノウハウ等の活用を検討します。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイ징)	第6次変更認可において、水源の確保、効率的な施設の配置と水運用の効率化、耐震化を目的に、給水量に見合った施設能力への廃止・統合(ダウンサイ징)を計画し、平成28年度に完了しました。今後は、複数配水池からの給水が行えるように排水管網の見直しを行います。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	今後、水源の取水設備(取水ポンプ等)は、更新時に給水量に見合った能力に変更します。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等の投資平準化)	引き続き、定期的な点検、修繕の実施により施設・設備の長寿命化に取組みます。
広域化	長野県では、長野県水道ビジョン(水道広域化推進プランを包括して令和5年3月の改定)で設定した9圏域(原村は諏訪圏域)ごとに、推進方策と具体的な取組内容を示している。今後は、具体的な取組内容や「水道基盤強化計画」の策定等について、平成29年12月に設置された「広域連携検討の場(水道事業者、関係機関、地域振興局及び県関係部局が参画)」において協議する。
耐震化	これまで、浄配水場や管路の耐震化を鋭意取り進めてきました。今後は策定した耐震化計画の評価結果と優先順位付けを踏まえ、計画的かつ段階的に耐震化に向けて取組みます。

#### ②財源について検討状況等

料金	持続可能な健全経営を推進するため、経営基盤の強化に努め、必要に応じて適切な料金水準、料金体系への見直しを図ります。
企業債	将来の負担増とならないように、新たな企業債(借入金)は必要最小限とし、企業債残高の抑制に努めます。
繰入金	水道事業の独立採算制の原則のもと、基準外の繰入金は見込んでいません。
資産の有効活用等による収入增加の取組	引き続き、内部留保資金については、資産運用に取組みます。

### ③投資以外の経費についての検討状況等

委託料	必要最低限の職員数にて事業運営しておりますが、専門的知識の継承や、長期的な視点での維持管理が難しいことから、民間の企業と連携して事業を行うWPPPを検討していきます。
修繕費	引き続き、定期的な点検、修繕の実施により施設・設備の長寿命化に取組むため、修繕費を確保しています。
動力費	効率的な水運用による経費縮減に努めます。
職員給与費	引き続き、必要最低限の職員数による事業運営に努めます。

## 5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

### ①計画期間

計画期間を、令和7年度～令和16年度の10年間とします。

### ②経営戦略の位置づけ

経営戦略を、原村水道事業の経営計画と位置づけます。

### ③事後検証、更新等

経営戦略の事後検証については、計画(Plan)・実施(Do)・検証(Check)・見直し(Action)のPDCAサイクルにより評価・検証を行い、5年ごとに見直しを行います。また、経営戦略と実績との乖離が著しい場合や、関連計画・構想の「第6次原村総合計画」と整合をはかり、方針や施策の大幅な変更により経営戦略の修正が必要な場合は隨時見直しを行います。